



目 次

| 議案番号     | 件 名                                   | 頁     |
|----------|---------------------------------------|-------|
| 認定第 1 号  | 令和 3 年度御殿場市一般会計歳入歳出決算認定について           | 1     |
| 認定第 2 号  | 令和 3 年度御殿場市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について     | 2     |
| 認定第 3 号  | 令和 3 年度御殿場市観光施設事業特別会計歳入歳出決算認定について     | 3     |
| 認定第 4 号  | 令和 3 年度御殿場市救急医療センター特別会計歳入歳出決算認定について   | 4     |
| 認定第 5 号  | 令和 3 年度御殿場市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について       | 5     |
| 認定第 6 号  | 令和 3 年度御殿場市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について    | 6     |
| 認定第 7 号  | 令和 3 年度御殿場市公設浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について    | 7     |
| 認定第 8 号  | 令和 3 年度御殿場市上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について    | 8     |
| 認定第 9 号  | 令和 3 年度御殿場市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について  | 9     |
| 認定第 10 号 | 令和 3 年度御殿場市簡易水道事業会計決算認定について           | 10    |
| 認定第 11 号 | 令和 3 年度御殿場市公共下水道事業会計決算認定について          | 11    |
| 認定第 12 号 | 令和 3 年度御殿場市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について | 12    |
| 議案第 39 号 | 令和 4 年度御殿場市一般会計補正予算（第 2 号）について        | 資料 12 |
| 議案第 40 号 | 令和 4 年度御殿場市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について  | 資料 12 |

目 次

| 議案番号      | 件 名                                                            | 頁      |
|-----------|----------------------------------------------------------------|--------|
| 議案第 4 1 号 | 令和 4 年度御殿場市公設浄化槽事業特別会計補正予算<br>(第 1 号) について                     | 資料 1 2 |
| 議案第 4 2 号 | 御殿場市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正<br>する条例制定について                         | 1 3    |
| 議案第 4 3 号 | 御殿場市手数料条例の一部を改正する条例制定について                                      | 1 6    |
| 議案第 4 4 号 | 御殿場市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する<br>条例の一部を改正する条例制定について                | 1 8    |
| 議案第 4 5 号 | 防災行政無線施設（簡易型戸別受信機）の取得について                                      | 2 0    |
| 議案第 4 6 号 | 令和 3 年度第 2 3 号地方創生道整備推進交付金事業<br>市道 0 1 1 7 号線道路改良工事請負契約の変更について | 2 1    |
| 議案第 4 7 号 | 市道路線の認定について                                                    | 2 2    |
| 同意第 4 号   | 御殿場市教育委員会委員の任命について                                             | 2 3    |

認定第 1 号

令和 3 年度御殿場市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度御殿場市一般会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第2号

令和3年度御殿場市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度御殿場市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月6日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第3号

令和3年度御殿場市観光施設事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度御殿場市観光施設事業特別会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月6日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第4号

令和3年度御殿場市救急医療センター特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度御殿場市救急医療センター特別会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月6日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第5号

令和3年度御殿場市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度御殿場市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月6日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美



認定第6号

令和3年度御殿場市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度御殿場市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定にする。

令和4年9月6日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第7号

令和3年度御殿場市公設浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度御殿場市公設浄化槽事業特別会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定にする。

令和4年9月6日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第8号

令和3年度御殿場市上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度御殿場市上水道事業会計剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、同会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月6日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第9号

令和3年度御殿場市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度御殿場市工業用水道事業会計剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、同会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月6日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第10号

令和3年度御殿場市簡易水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度御殿場市簡易水道事業会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月6日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第 1 1 号

令和 3 年度御殿場市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 3 年度御殿場市公共下水道事業会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第12号

令和3年度御殿場市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度御殿場市農業集落排水事業会計剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、同会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月6日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

議案第 4 2 号

御殿場市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 6 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

御殿場市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年御殿場市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員以外」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外」に改め、同号ア(ア)中「第 2 条の 4」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4」に、「、 2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条第 4 号ウを削る。

第 2 条の 3 第 2 号中「以下この条及び次条において」を「以下」に、「において当該非常勤職員が」を「において、当該非常勤職員が、」に改め、同条第 3 号を次のように改める。



(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を次のように改める。

（育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）

とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第43号

御殿場市手数料条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月6日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市手数料条例の一部を改正する条例

御殿場市手数料条例（昭和58年御殿場市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表長期優良住宅建築等計画の認定の申請（新築の場合に限る。）の部第1項中「42,000円」を「41,000円」に改め、同部第2項中「52,000円」を「51,000円」に、「118,000円」を「115,000円」に、「187,000円」を「183,000円」に改める。

別表長期優良住宅建築等計画の認定の申請（新築の場合を除く。）の部第1項中「38,000円」を「37,000円」に、「61,000円」を「60,000円」に改め、同部第2項中「77,000円」を「75,000円」に、「176,000円」を「172,000円」に、「280,000円」を「273,000円」に改める。

別表長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請（新築の場合に限る。）の部第1項中「21,000円」を「20,000円」に、「34,000円」を「33,000円」に改め、同部第2項中「31,000円」を「30,000円」に、「67,000円」を「65,000円」に、「107,000円」を「104,000円」に改める。

別表長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請（新築の場合を除く。）の部第1項中「30,000円」を「29,000円」に、「49,000円」を「48,000円」に改め、同部第2項中「45,000円」を「44,000円」に、「99,000円」を「97,000円」に、「159,000円」を「155,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以前に申請等を受け付けた事務に関する手数料については、なお従前の例による。

議案第 4 4 号

御殿場市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 6 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

御殿場市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 4 1 年御殿場市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第 1 2 条第 6 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「第 2 項」を「第 3 項」に、「費用弁償」を「出動報酬」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 1 項」を「第 2 項」に、「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「水火災」を「災害」に、「費用弁償」を「出動報酬」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

別表第 1 中

「

|    |            |
|----|------------|
| 階級 | 報酬<br>(年額) |
|----|------------|

」を

「

|    |      |
|----|------|
| 階級 | 年額報酬 |
|----|------|

改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

| 区分      | 出勤報酬（1日につき） |        |
|---------|-------------|--------|
| 災害の場合   | 4時間未満       | 4,000円 |
|         | 4時間以上       | 8,000円 |
| 上記以外の場合 | 4時間未満       | 2,000円 |
|         | 4時間以上       | 3,500円 |

備考 出勤時間が24時間を超えるときには、24時間ごとに1日として区切る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

議案第45号

防災行政無線施設（簡易型戸別受信機）の取得について

防災行政無線施設（簡易型戸別受信機）について、次のとおり取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年御殿場市条例第5号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月6日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

- |          |                                                      |
|----------|------------------------------------------------------|
| 1 取得物件   | 防災行政無線施設（簡易型戸別受信機）                                   |
| 2 取得の方法  | 制限付き一般競争入札                                           |
| 3 取得金額   | 50,402,000円                                          |
| 4 契約の相手方 | 静岡県沼津市大岡1974番地7<br>NEC静岡ビジネス株式会社 沼津支店<br>支店長 滝 浪 良 洋 |

議案第46号

令和3年度第23号地方創生道整備推進交付金事業 市道0117号線道路  
改良工事請負契約の変更について

令和3年10月6日に締結した「令和3年度第23号地方創生道整備推進交付金事業  
市道0117号線道路改良工事請負契約」を次のとおり変更したいので、議会の議決に付  
すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年御殿場市条例第5号）第2  
条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月6日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

- |          |                                                 |
|----------|-------------------------------------------------|
| 1 契約の目的  | 令和3年度第23号地方創生道整備推進交付金事業<br>市道0117号線道路改良工事       |
| 2 変更の理由  | 主要工事材料の急激な価格上昇に伴う増額のため                          |
| 3 契約金額   | 変更前 179,300,000円<br>変更後 184,072,000円            |
| 4 契約の相手方 | 御殿場市保土沢1157番地の599<br>株式会社 オサコー建設<br>代表取締役 長 田 崇 |



議案第47号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

令和4年9月6日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

| 路線名    | 起 点              | 終 点              | 重要な<br>経過地 |
|--------|------------------|------------------|------------|
| 2196号線 | 御殿場市新橋933番3地先    | 御殿場市新橋935番4地先    |            |
| 2197号線 | 御殿場市北久原650番1地先   | 御殿場市西田中97番1地先    |            |
| 2198号線 | 御殿場市西田中100番9地先   | 御殿場市西田中100番8地先   |            |
| 2199号線 | 御殿場市新橋702番7地先    | 御殿場市新橋702番7地先    |            |
| 4601号線 | 御殿場市川島田756番2地先   | 御殿場市川島田759番7地先   |            |
| 5365号線 | 御殿場市茱萸沢1356番17地先 | 御殿場市茱萸沢1353番2地先  |            |
| 5366号線 | 御殿場市茱萸沢1357番22地先 | 御殿場市茱萸沢1354番13地先 |            |

同意第4号

御殿場市教育委員会委員の任命について

次の者を御殿場市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年9月6日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

氏 名 勝 又 英 和

住 所



生年月日



